

令和3年8月5日

副 団 長

各 位

各分団長

甲府市消防団

団長 岩下 英二

(公 印 省 略)

交通事故防止について（通知）

平素は、消防活動に鋭意取り組んでいただき、感謝申し上げます。

さて、交通法規の遵守、交通事故防止につきましては、日頃から注意徹底を図っているところですが、重大事故を未然に防ぎ、安全確認不足による事故が起こらないよう、改めて次の事項に留意していただき、団員の交通事故防止について、指導をお願いします。

1 平常時の消防車両運行上の留意事項

- (1) 車両の運行は、交通関係法規等に規定する事項を遵守すること。
- (2) 運転技能、車両の性能、道路環境、交通状況、天候等を把握し、それらの情勢に応じた方法で運転すること。
- (3) 車両を動かす際は、周囲を一巡し、資機材の固定状況や障害となるものがないか確認すること。
また、「右よし、左よし、右後方よし、左後方よし」と呼称し出発すること。
- (4) 後退運転する場合は、原則として1名降車し、誘導員と運転者で意思の疎通を図りながら安全に行うこと。
なお、道路狭隘、路肩不良等のため誘導の必要があると認められ場合も同様とする。
- (5) 車庫から車両を出し入れする際は、シャッターや分団旗等に留意すること。
- (6) 運転中の携帯電話の使用禁止はもちろんのこと、飲食等の、「ながら運転」は行わず、安全運転に万全を期すこと。

2 出場時の消防車両運行上の留意事項

- (1) 無信号交差点若しくは「赤」又は「黄」信号時の交差点に進入するときは、その直前で必ず一時停止を行い、「右よし、左よし、前方よし」の目視確認をした後、安全を確かめながら通過すること。
- (2) 避譲しない車、避譲した車の陰から車や人が飛び出すこともあるため、拡声器やサイレン等を積極的に活用し、注意喚起を行うこと。
- (3) 道路状況に応じた安全速度に留意し、スピードを出し過ぎないこと。
- (4) 炎や煙に等を視認した際は、それにより注意力が欠如しやすいため、運転者はもちろん、全員で前方を注視し走行すること。

3 交通事故発生時の対応について

- (1) 被害者の救護、道路上の危険防止、警察への連絡等を行うこと。
- (2) 負傷者の有無、事故の大小等に関わらず、警察に届出をすること。
また、速やかに消防団事務局へ連絡すること。